

予納郵便切手一覧表（令和6年10月1日現在）

長野地裁管内（管内の簡裁を含む。）共通

事件 種別 予納額	通常訴訟(ワ)(ハ) 行政訴訟(行ウ) 簡裁控訴事件(シ)		支払督促異議事件 (ハ)(督促異議後、 簡裁で訴訟となる事 件)		労働審判 (労)		調停事件(簡裁) (ノ)、(ユ)、(メ)、 (交)、(特ノ)等		不動産執行事件 (ヌ)、(ケ)		債権執行(催告あり) (ル)、(ナ)		財産開示事件 (財チ)		情報取得(預貯金・ 振替社債) (情チ)		情報取得(給与・債 権・不動産) (情チ)		債権仮差押 (ヨ)、(ト)		不動産仮差押・不動 産処分禁止仮処分 (ヨ)、(ト)		配偶者暴力等に関 する保護命令事件 (配子)		
	総 額		6,000 円		6,000 円		3,500 円		680 円		16,000 円		4,000 円		6,200 円		2,500 円		3,800 円		3,210 円		2,400 円		2,410 円
内 訳	500 円	8 枚	500 円	8 枚	500 円	4 枚	110 円	4 枚	500 円	18 枚	500 円	5 枚	500 円	8 枚	500 円	3 枚	500 円	5 枚	500 円	5 枚	500 円	4 枚	500 円	2 枚	
	110 円	10 枚	110 円	10 枚	110 円	5 枚	50 円	2 枚	110 円	30 枚	110 円	5 枚	110 円	5 枚	110 円	2 枚	110 円	2 枚	110 円	1 枚	100 円	1 枚	300 円	2 枚	
	50 円	10 枚	50 円	10 枚	100 円	5 枚	20 円	5 枚	100 円	20 枚	100 円	6 枚	100 円	10 枚	100 円	5 枚	100 円	5 枚	100 円	4 枚	50 円	3 枚	100 円	4 枚	
	20 円	15 枚	20 円	15 枚	50 円	3 枚	10 円	4 枚	50 円	20 枚	50 円	4 枚	50 円	5 枚	50 円	2 枚	50 円	4 枚	50 円	2 枚	20 円	3 枚	50 円	3 枚	
	10 円	10 枚	10 円	10 枚	20 円	10 枚			20 円	30 枚	20 円	5 枚	20 円	10 枚	40 円	1 枚	40 円	4 枚	10 円	10 枚	10 円	9 枚	20 円	7 枚	
					10 円	10 枚			10 円	10 枚	10 円	5 枚	10 円	20 枚	20 円	1 枚	20 円	5 枚					10 円	12 枚	
															10 円	12 枚	10 円	12 枚							
備 考	郵券の場合 当事者1名増すごとに 1,220円×2組(合計 2,440円)追加 (内訳:500円×4枚、 100円×4枚、10円×4 枚)		当事者1名増すごと に 1,220円×2組(合計 2,440円)追加 (内訳:500円×4 枚、100円×4枚、10 円×4枚)				当事者1名増すごと に 140円×2組(合計 280円)追加 (内訳:50円×4、20 円×4)				債務者1名増すごと に1,400円追加 (内訳:500円×2 枚、110円×3枚、50 円×1枚、10円×2 枚)		申立人が複数の場 合(ただし、共通の 代理人がいる場合 を除く。)は、1名増 ごとに1,000円(500 円×2枚)を追加。		第三者1名増すごと に1,750円追加 (内訳:500円×2 枚、110円×1枚、 100円×1枚、50円 ×4枚、40円×2枚、 20円×8枚、10円× 10枚)		第三者1名増すごと に1,750円追加 (内訳:500円×2 枚、110円×1枚、 100円×1枚、50円 ×4枚、40円×2枚、 20円×8枚、10円× 10枚)		債務者1名増すごと に 1,220円追加 (内訳:500円×2 枚、100円×2枚、20 円×1枚)		債務者1名増すごとに 1,220円追加 (内訳:500円×2枚、 100円×2枚、20円×1 枚)		1 債権者(代理人)が、裁判所の交付送達 で決定正本を受領しない場合は、受領書の 提出及び110円を追加 2 債権者(代理人)に対し、決定正本を特別 送達すべき場合(占有移転禁止、自動車 引渡断行の仮処分など)は、1,220円(内訳: 500円×2枚、100×2枚、20円×1枚)を追 加		
	(ただし、原告が複数 であっても、共通の代 理人がある場合は、 加える必要はありませ ん。)		(ただし、債権者(原告) が複数であっても、共通 の代理人がいる場合は、 加える必要はありません。 ん。)				(ただし、申立人が 複数であっても、共通 の代理人がいる場合は、 加える必要はありません。 ん。)				第三債務者1名増 すごとに2,080円追加 (内訳:500円×3 枚、100円×3枚、50 円×3枚、20円×4 枚、10円×5枚)				執行費用として認め る額(債権者、債務 者、第三債務者各1 名)3,320円 第三債務者1名増 すごとに執行費用と して認める額1,880 円加算				第三債務者1名増 すごとに1,990円追加 (内訳:500円×3 枚、110円×1枚、 100円×2枚、50円 ×2枚、20円×4枚)		登記所が1か所増す ごとに1,180円追加 (内訳:500円×2枚、 50円×2枚、20円×4 枚)				

※1 一覧表に記載のない申立事件（破産等）については、各裁判所の各事件担当係にお問い合わせください。

※2 地方裁判所では、①民事訴訟事件又は行政訴訟事件の訴え提起②東京高等裁判所（知的財産高等裁判所を含む。）への控訴提起時に必要な郵便料（予納郵券）を現金で予納することができますので、御利用ください。

なお、郵便料の現金予納等の詳細については、各裁判所の民事受付係にお問い合わせください。